

台東区住宅マスタープラン策定に関する意見交換会設置要綱

令和6年1月10日
5台都住第769号

(設置)

第1条 東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例（平成3年6月台東区条例第16号）第7条の規定に基づき、令和7年度から令和16年度までの10か年におけるまちづくり及び住宅に関する総合的かつ基本的な計画を区が策定するに当たり、専門的意見及び各分野の幅広い意見を聴くため、台東区住宅マスタープラン策定に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 意見交換会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 区民 2名以内
- (3) 地域団体の代表者 7名以内
- (4) 台東区職員 2名以内

2 前項第2号の区民は、公募により決定するものとする。

3 前項第4号の台東区職員は、企画財政部長及び都市づくり部長の職にある者をもって充てる。

4 意見交換会の会長は、委員の互選により選出する。

5 会長は、意見交換会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第3条 意見交換会は、会長が招集する。ただし、初回の意見交換会は、区長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議録等の取扱い)

第4条 意見交換会の会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

2 会長は、会議又は会議録等の公開に当たり、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第5条 意見交換会の事務局は、都市づくり部住宅課に置く。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月20日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、台東区住宅マスタープランの策定が終了した日をもって廃止する。